



# 金 沢 市 公 報

号外第 13 号

平成29年(2017年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会)	1	○金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども政策推進課) 2
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (景観政策課) 2
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	2	○金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課) 3
		○金沢市歯と口の健康づくり推進条例 (議会事務局) 5

## 条 例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第33号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例(平成6年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市長選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「金沢市長選挙」を「第1条の選挙」に改める。

附 則

- この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金 沢 市 長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第34号**

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第19項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第35号**

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市大浦公民館の項を次のように改める。

金沢市大浦公民館	金沢市大浦町又93番地1
----------	--------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第36号**

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

◎金沢市条例第37号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校、保育所」を「学校等」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

第2条第5号中「よって」を「係る交通事故により」に、「、身体又は財産」を「又は身体」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

第2条に次の1号を加える。

(7) 自転車貸付業者等 自転車の貸付けを業とする者及び自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し付ける者をいう。

第3条第1項中「促進は」の次に「、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し」を加え、「に係る事故」を「の利用に係る交通事故」に、「事故に」を「交通事故に」に改め、同条第3項中「学校、保育所」を「学校等」に、「もと」を「下」に改める。

第4条第2項中「学校、保育所」を「学校等」に改める。

第5条中「職場、学校等」を「学校等、職場等」に改める。

第6条第2項中「に係る事故」を「の利用に係る交通事故」に改め、同条第3項を削る。

第7条の見出し中「学校及び保育所」を「学校等」に改め、同条中「学校及び保育所」

を「学校等」に、「学校に」を「学校等に」に改め、「若しくは」及び「その保育所に」を削る。

第8条第1項中「保護する」を「監護する」に改め、同条第2項を削る。

第9条中「従業員」を「その事業活動を行うに当たっては、従業員等」に改める。

第11条中「学校、保育所」を「学校等」に改める。

第12条第2項中「学校及び保育所」を「学校等」に改める。

第17条を第21条とし、第16条を第20条とする。

第15条第1項中「事故」を「利用に係る交通事故」に改め、同条を第19条とする。

第14条第2項中「学校、保育所」を「学校等」に改め、同条第3項を削り、同条を第18条とする。

第13条の見出し中「着用推進」を「着用促進」に改め、同条中「推進を図るため、」を「促進を図るため、交通の安全に資する活動を行う団体等と連携して、乗車用ヘルメットの着用に関する」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

保護者は、その監護する中学生以下の者が自転車を利用するとき、又は6歳未満の者を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

2 高齢者（70歳以上の者に限る。）は、自転車を利用するとき、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

3 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車の購入者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第13条を第14条とし、同条の次に次の3条を加える。

（自転車損害賠償保険等の加入等）

第15条 自転車の利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する者が自転車を利用するとき、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付業者等は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けなければならない。

5 市は、自転車損害賠償保険等の加入の促進を図るため、交通の安全に資する活動を行う団体等と連携して、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自転車損害賠償保険等の加入の確認等）

第16条 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保

険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(自転車の通行空間の整備)

第17条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、国、石川県、交通の安全に資する活動を行う団体等と連携して、自転車の通行空間の整備を推進するものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(自転車の点検整備及び防犯対策)

第13条 自転車の利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めるものとする。

2 自転車の利用者は、その利用する自転車について、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録を受けなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市歯と口の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第39号

金沢市歯と口の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口の健康づくりが市民の生涯にわたる全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことを踏まえ、歯と口の健康づくりについて、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口の健康づくり 歯及び口の健康の保持若しくは増進又はこれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)をいう。

(市の役割)

第3条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図りつつ、歯と口の健康づくりの推進に関し、必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、歯と口の健康づくりについての関心及び理解を深め、正しい知識を持ち、自ら積極的に歯と口の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等関係者の役割)

第5条 歯科医療等関係者は、歯と口の健康づくりに資するよう、他の歯科医療等関係者及び保健医療等関係者と連携して、適切にその業務を行うとともに、本市が実施する歯と口の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第6条 保健医療等関係者は、他の保健医療等関係者及び歯科医療等関係者と連携して、歯と口の健康づくりを推進するよう努めるとともに、本市が実施する歯と口の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図り、及び必要に応じて協議を行い、歯と口の健康づくりの推進に関し、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民が生涯にわたり歯と口の健康づくりに取り組むための情報提供及び普及啓発に関する施策
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防及び口の機能の維持又は向上に関する施策
- (4) 障害者、介護を必要とする者等が、定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること並びに歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- (5) 災害時における歯科保健医療体制の整備及び歯と口の衛生の確保による二次的な健康被害の予防等に関する施策
- (6) 歯と口の健康づくりに関する業務を行う者の人材の確保及び資質の向上に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりの推進に関し必要な施策

(財政上の支援)

第8条 市長は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年11月8日から施行する。

平成29年(2017年)9月20日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)9月20日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄